

○ 委員長報告

12月定例会本会議で報告された環境保健福祉委員長報告は、以下のとおりです。

令和6年12月定例会

環境保健福祉委員長報告

報告いたします。

当委員会に付託されました議案の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、いずれも原案のとおり可決決定されました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず第1点は、県地域防災計画の見直しについてであります。

このことについて一部の委員から、国の防災基本計画修正を踏まえ、どのような見直しを行い、今後、どのような対策に取り組んでいくのかとただしたのであります。

これに対し理事者から、今回の見直しでは、能登半島地震の教訓を踏まえ、被災者の命や健康を守るための避難所の環境改善、孤立被災地等の情報収集のための新たな技術の活用、救援物資の効率的な輸送などについて追加することとしており、年内には修正を終える予定である。

また、今後の対策としては、大型トイレカー、水循環型シャワーや衛星インターネット通信機器の整備、ホテル等の広域避難施設のデータベース化等に着手し、避難所の環境改善や通信環境の確保等に努めているほか、市町の新たな取組みを共有して横展開を図るなど連携した対策に取り組む、引き続き国の動向を注視し計画の具体化を図っていききたい旨の答弁がありました。

第2点は、児童虐待事案での児童相談所と警察との連携についてであります。

このことについて一部の委員から、虐待の相談が増加する中、児童相談所と警察の連携が重要であるが、どのように情報共有を行うのかとただしたのであります。

これに対し理事者から、緊急度の高い事案は即時電話で情報提供するなど、緊密な連携体制を構築してきたが、対応件数が増加する中、より迅速かつ的確に対応するため、今年度、児童相談所が利用する児童相談システムの閲覧端末を、県警本部と2か所の警察署に試験的に配備し、リアルタイムでの情報共有を行うこととしている。

これにより、警察側で児童相談所での対応歴や支援状況等の即時把握が可能となり、管轄を越えた事案への早期対応など対策強化につながる。先行自治体においても情報共有による相談控えなどの影響はないとのことであり、来年度

を目途に全警察署での本格運用に向け検討を進め、今後とも連携体制の充実を図る旨の答弁がありました。

第3点は、児童扶養手当についてであります。

このことについて一部の委員から、今回の制度改革による影響と県民への周知はどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、今回の児童扶養手当の改正は、児童一人当たりの支給金額が3人目以降も2人目と同額となったほか、所得制限が160万円から190万円に引き上げられたもので、支給額の増額や要件緩和となることから、ひとり親世帯等の生活の安定と自立の促進に寄与するものと認識している。

また、県民への周知については、制度改革による新たな支給対象者はもとより、現場が混乱しないように、市町とも連携してホームページや広報誌等で周知しているほか、受給額の変更があった場合は該当者に通知を行っている。そのほか、市町窓口で、新たに資格を有することとなった方が手続きをされる場合には、支給漏れ等が発生しないよう丁寧な対応を行っている旨の答弁がありました。

このほか、

- ・伊方3号機の30年超運転
- ・野生鳥獣に関する感染症
- ・第四次えひめ環境基本計画
- ・放課後児童クラブに対する県の支援
- ・応急仮設住宅の建設候補地
- ・脱炭素型ビジネススタイル転換促進事業

などについても、論議があったことを付言いたします。

最後に、請願について申し上げます。

当委員会に付託されました請願1件については、願意を満たすことができないとして、不採択と決定いたしました。

以上で報告を終わります。